

久喜市議会
平成27年2月定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	平成26年度久喜市一般会計補正予算（第7号） について	1
議案第 2 号	平成26年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第4号）について	2
議案第 3 号	平成26年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第4号）について	3
議案第 4 号	平成26年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第3号）について	4
議案第 5 号	平成26年度久喜市下水道事業特別会計補正予 算（第3号）について	5
議案第 6 号	平成26年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第3号）について	6
議案第 7 号	平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第3号）について	7
議案第 8 号	平成26年度久喜市水道事業会計補正予算（第 3号）について	8
議案第 9 号	平成27年度久喜市一般会計予算について	9
議案第10号	平成27年度久喜市国民健康保険特別会計予算 について	10
議案第11号	平成27年度久喜市介護保険特別会計予算につ いて	11
議案第12号	平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計予 算について	12
議案第13号	平成27年度久喜市下水道事業特別会計予算に ついて	13
議案第14号	平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計 予算について	14
議案第15号	平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計 予算について	15
議案第16号	平成27年度久喜市土地取得特別会計予算につ いて	16
議案第17号	平成27年度久喜市水道事業会計予算について	17

議案第 18 号	久喜市職員定数条例の一部を改正する条例	18
議案第 19 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 20 号	久喜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	21
議案第 21 号	久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第 22 号	久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	24
議案第 23 号	久喜市行政手続条例の一部を改正する条例	37
議案第 24 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	40
議案第 25 号	久喜市土地開発基金条例を廃止する条例	46
議案第 26 号	久喜市消防団条例の一部を改正する条例	47
議案第 27 号	久喜市ごみ処理検討委員会条例	48
議案第 28 号	久喜市ごみ処理施設整備基金条例	50
議案第 29 号	久喜市立保育所保育料等徴収条例	52
議案第 30 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	56
議案第 31 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	57
議案第 32 号	久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例	58
議案第 33 号	久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備基金条例	60
議案第 34 号	久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	62
議案第 35 号	久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例	63
議案第 36 号	久喜市スポーツ推進審議会条例	68
議案第 37 号	金員支払請求調停事件の和解について	70
議案第 38 号	路線の認定について	72
議案第 39 号	路線の廃止について	73

議案第 1 号

平成 2 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 7 号）について

平成 26 年度久喜市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第2号

平成26年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

平成26年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第3号

平成26年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

平成26年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第4号

平成26年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

平成26年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第5号

平成26年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

平成26年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第6号

平成26年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

平成26年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第7号

平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第8号

平成26年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）について

平成26年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第9号

平成27年度久喜市一般会計予算について

平成27年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第10号

平成27年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

平成27年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 号

平成 2 7 年度久喜市介護保険特別会計予算について

平成27年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 2 号

平成 2 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 13 号

平成 27 年度久喜市下水道事業特別会計予算について

平成27年度久喜市下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第14号

平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算について

平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 15 号

平成 27 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第16号

平成27年度久喜市土地取得特別会計予算について

平成27年度久喜市土地取得特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 17 号

平成 27 年度久喜市水道事業会計予算について

平成27年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 18 号

久喜市職員定数条例の一部を改正する条例

久喜市職員定数条例（平成22年久喜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第21条」を「第19条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第 1 条の規定は適用せず、改正前の第 1 条の規定は、なおその効力を有する。

平成 2 7 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 19 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

「

	委員長	月額 44,000円
別表教育委員会の部中	同代理	月額 35,000円

を
」

「

教育長職務代理	月額 35,000円	に改め、同表放置自動車廃物
---------	------------	---------------

」

判定委員会の項の次に次のように加える。

ごみ処理検討委員会	委員	日額 6,000円
-----------	----	-----------

別表建築審査会の項の次に次のように加える。

（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会	委員	日額 6,000円
-----------------------------	----	-----------

別表幼児教育研究協議会の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額 6,000円
いじめ問題調査委員会	委員	日額 15,000円
いじめ問題再調査委員会	委員	日額 15,000円

別表生涯学習推進会議の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	委員	日額 6,000円
-----------	----	-----------

別表ことばの教室指導員の項の次に次のように加える。

特別支援教育指導員	日額 6,500円
-----------	-----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の別表の規定（教育委員会の部教育長職務代理の項の部分に限る。）は適用せず、改正前の別表の規定（教育委員会の部委員長の項及び同代理の項の部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長の報酬額を削除し、教育長職務代理の報酬額を定めるとともに、ごみ処理検討委員会委員等を非常勤特別職として位置付け、その報酬額を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 20 号

久喜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

久喜市特別職報酬等審議会条例（平成22年久喜市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第 2 条の規定は適用せず、改正前の第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 2 1 号

久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成22年久喜市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第 204 条第 3 項」に改め、「、旅費及び勤務時間等」を「及び旅費に関し必要な事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号（第 1 号を除く。）又は」を削り、「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に、「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第29条の規定に該当する」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 7 条第 1 項に規定する職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行があると認める」に改める。

第 7 条第 1 号中「懲戒免職の」を「非違を理由として教育長としての職を失わせる」に改め、同条第 2 号中「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号（第 1 号を除く。）又は」を削り、「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に改める。

第 8 条第 1 項中「久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第 1 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 号及び第 2 号、第 8 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項までの規定並びに第11条の規定は適用せず、改正前の第 1 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 号及び第 2 号、第 8 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項までの規定、第11条並びに第12条の規定は、なおその効力を有する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 2 2 号

久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 久喜市一般職職員の給与に関する条例（平成22年久喜市条例第51号。以下「給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改める。

第17条の 2 第 1 項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の 2 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、1 万 2,000 円を超えない範囲内において市規則で定める額とする。ただし、第 1 項の勤務による勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において市規則で定める額

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		号給	給料月額						
再任用以外の職員	1		137,600	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2		138,700	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3		139,900	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4		141,000	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5		142,100	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6		143,200	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7		144,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8		145,400	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9		146,500	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10		147,900	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11		149,200	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12		150,500	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13		151,800	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14		153,300	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15		154,800	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16		156,400	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17		157,700	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18		159,200	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19		160,700	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20		162,200	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21		163,600	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22		166,300	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23		168,900	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24		171,500	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25		174,200	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26		175,900	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27		177,600	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28		179,300	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29		180,800	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30		182,600	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31		184,400	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32		186,100	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33		187,700	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34		189,500	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35		191,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36		193,100	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37		194,700	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38		196,500	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39		198,300	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40		200,100	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300

41	201,800	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	203,600	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	205,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	207,200	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	208,600	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	210,400	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	466,700
47	212,100	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	467,100
48	213,900	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	467,500
49	215,600	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	467,800
50	217,300	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	468,200
51	219,000	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	468,600
52	220,600	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	469,000
53	222,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	469,300
54	223,900	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	469,700
55	225,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	470,100
56	227,200	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	470,500
57	228,700	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	470,800
58	230,300	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	471,200
59	231,800	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	471,600
60	233,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	472,000
61	234,600	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	472,300
62	235,800	323,400	362,900	379,400	401,800	443,000	472,700
63	237,000	324,200	363,600	380,000	402,100	443,300	473,100
64	238,300	325,000	364,300	380,600	402,400	443,600	473,500
65	239,600	325,900	364,600	381,000	402,700	443,900	473,800
66	241,000	326,300	365,300	381,600	403,000	444,300	474,200
67	242,300	327,000	366,000	382,200	403,300	444,600	474,600
68	243,600	327,800	366,700	382,800	403,600	444,900	475,000
69	244,600	328,600	367,000	383,200	403,800	445,200	475,300
70	246,100	329,300	367,600	383,700	404,100	445,600	
71	247,700	330,000	368,300	384,200	404,400	445,900	
72	249,200	330,700	368,900	384,800	404,700	446,200	
73	250,600	331,200	369,200	385,100	404,900	446,500	
74	252,000	331,800	369,800	385,500	405,200	446,900	
75	253,400	332,300	370,500	385,900	405,500	447,200	
76	254,800	332,900	371,100	386,300	405,700	447,500	
77	256,000	333,200	371,500	386,600	405,900	447,800	
78	257,300	333,700	372,000	386,900	406,200	448,200	
79	258,700	334,100	372,600	387,200	406,500	448,500	
80	260,100	334,600	373,100	387,500	406,700	448,800	
81	261,400	335,000	373,600	387,700	406,900	449,100	
82	262,500	335,500	374,200	388,000	407,200	449,500	
83	263,800	336,000	374,700	388,300	407,500	449,800	
84	265,100	336,500	375,000	388,500	407,700	450,100	
85	266,200	336,800	375,400	388,700	407,900	450,400	
86	267,300	337,200	375,900	389,000	408,200	450,800	
87	268,600	337,700	376,300	389,300	408,500	451,100	
88	269,900	338,100	376,700	389,500	408,700	451,400	

89	271,000	338,400	377,100	389,700	408,900	451,700	
90	272,000	338,800	377,600	390,000	409,200	452,100	
91	273,100	339,300	378,000	390,300	409,500	452,400	
92	274,200	339,700	378,400	390,500	409,700	452,700	
93	275,400	339,900	378,700	390,700	409,900	453,000	
94	276,400	340,300	379,100	391,000	410,200		
95	277,300	340,800	379,500	391,300	410,500		
96	278,300	341,200	379,800	391,500	410,700		
97	279,100	341,300	380,200	391,700	410,900		
98	280,000	341,800	380,600	392,000	411,200		
99	280,800	342,200	381,000	392,300	411,500		
100	281,700	342,500	381,300	392,500	411,700		
101	282,700	342,800	381,700	392,700	411,900		
102	283,500	343,200	382,100	393,000	412,200		
103	284,300	343,600	382,500	393,300	412,500		
104	285,100	344,000	382,800	393,500	412,700		
105	285,900	344,500	383,200	393,700	412,900		
106	286,400	344,900	383,600	394,000	413,200		
107	286,800	345,300	384,000	394,300	413,500		
108	287,300	345,700	384,300	394,500	413,700		
109	287,400	346,200	384,700	394,700	413,900		
110	287,800	346,600	385,100	395,000	414,200		
111	288,000	346,900	385,500	395,300	414,500		
112	288,400	347,200	385,800	395,500	414,700		
113	288,600	347,700	386,200	395,700	414,900		
114	288,800	348,100	386,600	396,000	415,200		
115	289,200	348,500	387,000	396,300	415,500		
116	289,500	348,900	387,300	396,500	415,700		
117	289,800	349,200	387,700	396,700	415,900		
118	290,100	349,600	388,100	397,000	416,200		
119	290,400	350,000	388,500	397,300	416,500		
120	290,800	350,400	388,800	397,500	416,700		
121	291,100	350,700	389,200	397,700	416,900		
122	291,500	351,100	389,600		417,200		
123	291,800	351,500	390,000		417,500		
124	292,200	351,900	390,300		417,700		
125	292,300	352,200	390,700		417,900		
126	292,500	352,600	391,100		418,200		
127	292,900	353,000	391,500		418,500		
128	293,300	353,400	391,800		418,700		
129	293,500	353,700	392,200		418,900		
130	293,800	354,100			419,200		
131	294,200	354,500			419,500		
132	294,600	354,900			419,700		
133	294,800	355,200			419,900		
134		355,600					
135		356,000					
136		356,400					

137	356,700				
138	357,100				
139	357,500				
140	357,900				
141	358,200				
142	358,600				
143	359,000				
144	359,400				
145	359,700				
146	360,100				
147	360,500				
148	360,900				
149	361,200				
150	361,600				
151	362,000				
152	362,400				
153	362,700				
154	363,100				
155	363,500				
156	363,900				
157	364,200				
158	364,600				
159	365,000				
160	365,400				
161	365,700				
162	366,100				
163	366,500				
164	366,900				
165	367,200				
166	367,600				
167	368,000				
168	368,400				
169	368,700				
170	369,100				
171	369,500				
172	369,900				
173	370,200				
174	370,600				
175	371,000				
176	371,400				
177	371,700				
178	372,100				
179	372,500				
180	372,900				
181	373,200				
182	373,600				
183	374,000				
184	374,400				

	185		374,700					
	186		375,100					
	187		375,500					
	188		375,900					
	189		376,200					
	190		376,600					
	191		377,000					
	192		377,400					
	193		377,700					
再任用職員		212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

（久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正）

第2条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成24年久喜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額(円)
1	195,100
2	196,800
3	198,400
4	200,100
5	201,900
6	203,600
7	205,300
8	206,900
9	208,700
10	210,600
11	212,500
12	214,400
13	216,100
14	218,100
15	220,100
16	222,100
17	224,000
18	226,700
19	229,400
20	232,100
21	234,700
22	237,500
23	240,100
24	242,800
25	245,400
26	247,900
27	250,400
28	252,900
29	255,600
30	258,000
31	260,300
32	262,600
33	264,900
34	267,200
35	269,400

36	271,600
37	274,000
38	276,000
39	278,100
40	280,200
41	282,200
42	284,800
43	287,200
44	289,700
45	291,900
46	294,500
47	297,000
48	299,700
49	302,100
50	304,500
51	307,000
52	309,400
53	311,800
54	314,000
55	316,100
56	318,300
57	320,600
58	322,700
59	324,900
60	326,900
61	329,100
62	331,200
63	333,400
64	335,600
65	337,500
66	339,700
67	341,800
68	344,000
69	346,000
70	348,000
71	350,100
72	352,100
73	353,900
74	355,800
75	357,700

76	359,600
77	361,500
78	363,200
79	364,900
80	366,500
81	368,000
82	369,500
83	371,000
84	372,400
85	373,500
86	374,900
87	376,300
88	377,600
89	378,900
90	380,200
91	381,400
92	382,700
93	384,000
94	385,100
95	386,400
96	387,600
97	389,000
98	390,000
99	391,100
100	392,100
101	393,000
102	394,000
103	395,100
104	396,200
105	396,900
106	397,800
107	398,700
108	399,600
109	400,400
110	401,300
111	402,100
112	402,900
113	403,500
114	404,200
115	404,900

116	405,600
117	406,200
118	406,700
119	407,100
120	407,500
121	407,900
122	408,200
123	408,500
124	408,700
125	408,900
126	409,200
127	409,500
128	409,700
129	409,900
130	410,200
131	410,500
132	410,700
133	410,900
134	411,200
135	411,500
136	411,700
137	411,900
138	412,200
139	412,500
140	412,700
141	412,900
142	413,200
143	413,500
144	413,700
145	413,900
146	414,200
147	414,500
148	414,700
149	414,900

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項の規定の適用については、「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年久喜市条例第 号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例第6条第1項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年久喜市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、一般職職員等の給与を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 23 号

久喜市行政手続条例の一部を改正する条例

久喜市行政手続条例（平成22年久喜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第30条—第34条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 34 条の 2）
第 4 章の 2 処分等の求め（第34条の 3）」に改める。

第 2 条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改める。

第 4 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第 1 項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 1 号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第 2 項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項及び第 3 項、第22条第 3 項並びに第28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 4 章中第34条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない

ない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（久喜市税条例の一部改正）
- 2 久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(久喜市都市計画税条例の一部改正)

- 3 久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(久喜市国民健康保険税条例の一部改正)

- 4 久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 2 4 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例（平成22年久喜市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「都市計画法（昭和43年法律第 100 号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」に改める。

第 6 条ただし書を削る。

別表第 1 中第37項を第43項とし、第19項から第36項までを 6 項ずつ繰り下げ、第18項の次に次の 6 項を加える。

19	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条第1項の規定に基づく電気工事業者の登録申請手数料	1 件につき 22,000 円	
20	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の規定に基づく電気工事業者の更新の登録申請手数料	1 件につき 12,000 円	
21	電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項の規定に基づく電気工事業者の登録証の訂正手数料	1 件につき 2,200 円	
22	電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定に基づく電気工事業者の登録証の再交付手数料	1 件につき 2,200 円	
23	電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿の謄本の交付手数料	1 枚につき 600 円	
24	電気工事業の業務の適正化に関	1 回につき 440 円	

	する法律第16条の規定に基づく 登録電気工事業者登録簿の閲覧 手数料		
--	--	--	--

別表第2第1項金額の欄を次のように改める。

- ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び第70項アにおいて同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 58,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円
- ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円
- ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円

別表第2第2項金額の欄中「前項金額の欄ア又はイ」を「前項金額の欄アからケまで」に改め、同表第5項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に改め、同表第6項から第8項までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第9項から第12項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表第13項中「建築基準法第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「仮使用の承認の申請」を「仮使用の認定の申請」に、「建築物等の仮使用承認申請手数料」を「建築物等の仮使用認定申請手数料」に改め、同表第35項から第37項までの規定中「第67条の2」を「第67条の3」に改め、同表第63項中「法律第81号」の次に「。以下「品確法」という。」を加え、同項金額の欄イ中「ア以外の場合」を「ア又はイ以外の場合」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

- イ 長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能

評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第65項において同じ。）の写しが提出された場合

- (ア) 一戸建ての住宅 23,000円
- (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 72,000円
 - b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 112,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 207,000円
 - d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 350,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 535,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 969,000円
 - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1,321,000円
 - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1,597,000円

別表第2第64項金額の欄を次のように改める。

前項金額の欄ア（ア）、イ（ア）又はウ（ア）の額（共同住宅等については、同欄ア（イ）aからhまで、イ（イ）aからhまで又はウ（イ）aからhまでの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））

ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む1の建築物の第1項金額の欄ア（ア）の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円

- (エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 31,000円
- (オ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 58,000円
- (カ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 78,000円
- (キ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 235,000円
- (ク) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 420,000円
- (ケ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 777,000円
- イ 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 昇降機を設置するもの((イ)に掲げるものを除く。) 1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)
 - (イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)
- ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (ア) 判定対象床面積が 1,000 平方メートル以内のもの
 - a b以外のもの 171,480円
 - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 118,560円
 - (イ) 判定対象床面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
 - a b以外のもの 228,720円
 - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 147,720円
 - (ウ) 判定対象床面積が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
 - a b以外のもの 262,200円
 - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 161,760円
 - (エ) 判定対象床面積が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの
 - a b以外のもの 346,440円
 - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 204,960円

(オ) 判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの

a b以外のもの 636,960円

b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 347,520円

別表第2第65項金額の欄イ中「ア以外のもの」を「ア又はイ以外の場合」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 11,500円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 36,000円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 56,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 103,500円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 175,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 267,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 484,500円

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 660,500円

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 798,500円

別表第2第66項金額の欄を次のように改める。

第64項金額の欄アの額に、前項金額の欄ア(ア)、イ(ア)又はウ(ア)の額(共同住宅等については、同欄ア(イ)aからhまで、イ(イ)aからhまで又はウ(イ)aからhまでの床面積の合計の区分に応じ定める額)を加算し、第64項金額の欄イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))

別表第2第70項金額の欄ウ中「構造計算適合性判定を要する場合」を「構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合」に、「構造計算適合性判定を要する」を「構造計算適合性判定を行おうとする」に改める。

別表第2中第81項を第82項とし、第73項から第80項までを1項ずつ繰り下げ、

第72項の次に次の1項を加える。

73	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000 円
----	--	--	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条、別表第2第1項金額の欄、第2項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第35項、第36項、第37項、第64項金額の欄（ウの部分に限る。）及び第70項金額の欄ウの改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、別表第1第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、別表第2第63項、第64項金額の欄（ウの部分を除く。）、第65項及び第66項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

埼玉県からの電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務の一部の権限移譲及び建築基準法、マンションの建替えの円滑化等に関する法律等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 25 号

久喜市土地開発基金条例を廃止する条例

久喜市土地開発基金条例（平成22年久喜市条例第81号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年3月31日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

土地開発基金を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 26 号

久喜市消防団条例の一部を改正する条例

久喜市消防団条例（平成23年久喜市条例第33号）の一部を次のように改正する。
第4条第1号中「市内に居住する」を「市内に居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

別表第1団長の項中「179,000円」を「184,000円」に、同表副団長の項中「135,000円」を「140,000円」に、同表分団長の項中「100,000円」を「109,000円」に、同表副分団長の項中「85,000円」を「90,000円」に、同表部長の項中「74,000円」を「79,000円」に、同表班長の項中「62,000円」を「67,000円」に、同表団員の項中「51,000円」を「57,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

消防団員の任命要件及び報酬額を改正したいので、この案を提出するものであります。

議案第 27 号

久喜市ごみ処理検討委員会条例

(設置)

第 1 条 久喜市のごみ処理等に係る諸事項について、総合的に検討するため、久喜市ごみ処理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に関すること。
- (2) ごみ処理施設整備基本構想の策定に関すること。
- (3) その他ごみ処理等に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求

め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成 2 7 年 2 月 9 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

目指すべきごみ処理体系やごみ処理施設の基本的事項について、市民の代表者等や有識者からの意見を広く取り入れるため、久喜市ごみ処理検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 28 号

久喜市ごみ処理施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 市のごみ処理施設等の整備に要する経費に充てるため、久喜市ごみ処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 市長は、第 1 条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

ごみ処理施設等の建設整備の費用に充てる基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 29 号

久喜市立保育所保育料等徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育料 久喜市保育所条例（平成22年久喜市条例第 121 号）第 2 条に規定する保育所における保育の実施に係る保育費用をいう。

(2) 延長保育料 久喜市立保育所の延長保育の実施に関する規則（平成27年久喜市規則第 号）により実施する延長保育に係る保育料をいう。

(保育料の額)

第 3 条 保育料の額は、別表第 1 の範囲内とし、久喜市教育・保育に係る保育料に関する規則（平成27年久喜市規則第 号）で定める額とする。

(延長保育料の額)

第 4 条 延長保育料の額は、別表第 2 のとおりとする。

(納入義務者)

第 5 条 保育料等の納入義務者は、保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）とする。

(保育料等の納付)

第 6 条 保護者等は、保育料等を、毎月末日（12 月にあつては、保育料は25日までに、延長保育料は28日）までに、当該月分を納付しなければならない。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を納付期限とする。

(保育料等の決定通知)

第 7 条 市長は、第 3 条又は第 4 条の規定により徴収する保育料等の額を決定し、又は変更したときは、保護者等へ通知しなければならない。

(保育料等の減免)

第 8 条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の督促)

第 9 条 市長は、保護者等が保育料等を納付期限までに完納しないときは、期限

を指定して督促しなければならない。

（保育料の滞納処分）

第10条 市長は、前条の規定による督促を受けた保護者等が、保育料をその指定された期限内に完納しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（準用）

第11条 第6条（延長保育料に関する規定を除く。）から第10条までの規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第4項に規定する保育料について準用する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた保育料等の徴収について適用し、同日前に生じた保育料の徴収については、久喜市保育料の徴収に関する規則（平成22年久喜市規則第90号）の規定を適用し、延長保育料の徴収については、久喜市立保育所の時間外保育及び延長保育の実施に関する規則（平成22年久喜市規則第91号）の規定を適用する。

別表第1(第3条関係)

階層区分	徴収金基準額(月額)			
	3歳未満児		3歳児以上	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
市民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満の世帯	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
市民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満の世帯	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
市民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満の世帯	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
市民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満の世帯	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
市民税所得割課税額397,000円以上の世帯	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

別表第2(第4条関係)

時間	階層区分	利用時間	延長保育料 (児童1人当 たり月額)	延長保育料 (児童1人 当たり日額)
午前7時から 午前8時30分 まで	A階層及び B階層	30分延長か ら1時間30 分延長	0円	0円
	その他の階 層	30分延長	1,000円	100円
		1時間延長	2,000円	200円
		1時間30分 延長	3,000円	300円
午後4時30分 から午後7時 まで	A階層及び B階層	30分延長か ら2時間30 分延長	0円	0円
	その他の階 層	30分延長	1,000円	100円
		1時間延長	2,000円	200円
		1時間30分 延長	3,000円	300円
		2時間延長	4,000円	400円
		2時間30分 延長	5,000円	500円

備考

この表の階層区分は、久喜市教育・保育に係る保育料に関する規則別表第1の(2)及び(3)に定める階層区分をいう。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

公立保育所における保育の実施に係る保育料等の徴収に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第30号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「前7日までに」の次に「（前項第2号及び第3号を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

国民健康保険税の減免において、旧被扶養者及び特別な事情があると認められる者について、申請期限の規定を除外する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第 3 1 号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年久喜市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第1条に次のただし書を加える。

ただし、附則第17項（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第32号

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例

（設置）

第1条 （仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に向けた基本計画等を策定するため、久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) （仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に関する基本計画等の策定に関すること。
- (2) その他（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

公園の整備に関する基本計画等を策定するに当たり、必要な調査及び検討を行うため、久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 33 号

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備基金条例

（設置）

第 1 条 （仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に要する経費に充てるため、久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第 5 条 市長は、第 1 条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

（繰替運用）

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備費用に充てる基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 3 4 号

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（平成22年久喜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2清久工業団地地区地区整備計画区域の表工業専用地区（A地区）の項ウの欄第1号中「又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定」を削り、同表工業地区（B地区）の項ウの欄第1号中「又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定」を削り、同項エの欄第4号に次のように加える。

エ 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもののうち、当該敷地の面積が150平方メートル未満であるもの

別表第2の2清久工業団地地区地区整備計画区域の表工業地区（B地区）の項オの欄第1号及び第2号中「1号公園」を「小河原井公園」に改め、同表住宅地区（C地区）の項ウの欄第1号中「又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年久喜市告示第11号によって告示された久喜都市計画のうち、清久工業団地地区地区計画の位置が久喜市所久喜及び清久町各地内と変更することについて効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜都市計画清久工業団地地区地区計画の内容を変更することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第35号

久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 久喜市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 久喜市いじめ問題調査委員会（第11条—第18条）

第4章 久喜市いじめ問題再調査委員会（第19条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市におけるいじめの防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が設置する久喜市いじめ問題対策連絡協議会、久喜市いじめ問題調査委員会及び久喜市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 久喜市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、久喜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 久喜市校長会を代表する者
- (2) 中央児童相談所を代表する者
- (3) さいたま地方法務局久喜支局を代表する者
- (4) 久喜警察署を代表する者
- (5) 幸手警察署を代表する者
- (6) 久喜市PTA聯合会を代表する者
- (7) 久喜市保護司会を代表する者
- (8) 久喜市教育委員会教育長

(9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の連絡協議会の会議は、教育長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 連絡協議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 久喜市いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、久喜市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、法第28条第1項各号に掲げる重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 当該重大事態に係る事実関係に関すること。

(2) 教育委員会が執るべき措置に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第13条 調査委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
 - (2) 法律関係者
 - (3) 臨床心理士
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第14条 委員の任期は、委嘱した日から第12条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第15条 調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の調査委員会の会議については、教育長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第16条 調査委員会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(準用)

第18条 第6条及び第8条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、同条第1項から第3項までの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第4章 久喜市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、久喜市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調

査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第21条 再調査委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、同一事案において調査委員会の委員と兼ねることができない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 法律関係者

(3) 臨床心理士

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第22条 委員の任期は、委嘱した日から第20条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第23条 再調査委員会の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(準用)

第25条 第6条、第8条及び第15条の規定は、再調査委員会について準用する。

この場合において、第6条第1項及び第2項中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第1項から第3項までの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第15条第1項から第4項までの規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第1項中「教育長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本市におけるいじめの防止等のための取組の一層の充実を図るため、久喜市いじめ問題対策連絡協議会、久喜市い

じめ問題調査委員会及び久喜市いじめ問題再調査委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第36号

久喜市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、久喜市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの行事の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱又は任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

スポーツ基本法第31条の規定に基づき、同法第35条に規定するもののほか、スポーツ推進計画などのスポーツの推進に関する重要事項について調査審議するため、久喜市スポーツ推進審議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 37 号

金員支払請求調停事件の和解について

相手方久喜児童クラブ、江面児童クラブこと大熊健資と本市との間で係争中の「金員支払請求調停事件（前橋簡易裁判所平成26年（ノ）第77号）」について、別紙和解条項のとおり和解することについて、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

金員支払請求調停事件に関し、前橋簡易裁判所の調停案の勧告に従い和解したので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものがあります。

和 解 条 項

（以下「平成26年（ノ）第77号金員支払請求調停事件申立人」を「申立人」と、「同事件相手方」を「相手方」という。）

- 1 相手方は、申立人に対し、本件解決金として金 500 万円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、本調停案が申立人の議会の承認を得た日から 1 か月以内に申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は各自の負担とする。

議案第 3 8 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜5403号線	久喜市久喜中央2丁目	久喜市久喜中央2丁目	
久喜9450号線	久喜市西	久喜市吉羽	
菖蒲1904号線	久喜市菖蒲町三箇	久喜市菖蒲町三箇	
菖蒲1905号線	久喜市菖蒲町菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲	
栗橋262号線	久喜市高柳	久喜市高柳	
栗橋548号線	久喜市間鎌	久喜市間鎌	
鷺宮4号線	久喜市中妻	久喜市葛梅	
鷺宮1549号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1550号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1551号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1552号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1553号線	久喜市上内	久喜市上内	

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 39 号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
菖蒲2179号線	久喜市菖蒲町新堀	久喜市菖蒲町新堀	
栗橋2503号線	久喜市伊坂	久喜市伊坂	
鷲宮4号線	久喜市中妻	久喜市葛梅	
鷲宮393号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。